

# 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

## 1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等（以下「指定障害福祉サービス基準等」という。）の一部改正に伴い、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が当該サービスを提供する際に満たすべき基準を定めること等のため、次の条例について所要の改正をしようとするものである。

- 1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 2 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 3 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 2 施行期日等

- (1) 平成26年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

## 3 参考（指定障害福祉サービス基準等の一部改正の概要）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするものが追加された。
- (2) 法の一部改正に伴い、障害程度区分の名称が障害支援区分に改正された。
- (3) 法の一部改正に伴い、共同生活介護が共同生活援助に一元化された。
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助※の事業を行う者が当該サービスを提供する際に満たすべき基準が定められた。  
※ 指定共同生活援助の事業を行う者が、介護の提供を外部の居宅介護事業者に委託して行うものをいう。
- (5) 指定共同生活援助の事業を行う者がサテライト型住居※を設置する際に満たすべき基準が定められた。  
※ 本体の共同生活住居と密接な連携を確保しつつ、本体の共同生活住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。